

# 令和5年度きょうとこどもの城づくり事業（ひとり親家庭のこどもの居場所づくり事業夏休み等短期型）実施に係る運営業務企画提案仕様書

本仕様書は、京都府が実施する「令和5年度きょうとこどもの城づくり事業（ひとり親家庭のこどもの居場所づくり事業夏休み等短期型）」実施に係る運営業務に関し、委託契約の相手方に基本的な業務の枠組み及び仕様を明らかにするものである。

## 1 事業の趣旨・目的

ひとり親家庭の悩みや不安を持つ子どもと保護者のそれぞれが、気軽に交流し集うことができ、子どもの生活支援や学習支援等を実施する居場所を提供することで、精神的・経済的に不安定な子どもの心の安定や、学習習慣の定着と生活習慣の確立を図る。

## 2 業務の内容

### (1) こどもの居場所

ア 夏・冬・春の長期休暇に、こどもの居場所を開設し、ひとり親家庭の子どもの学習習慣の定着と生活習慣の確立に向けた各種支援を行うこと。

①学 習 支 援：子どもの学力に応じた個別指導など、学習習慣の定着に向けた取組

②相 談 支 援：子どもや親からの相談に応じ、悩みや不安の解消を図るとともに、子どもの夢や希望の実現に向けて努力する方向になるような自己肯定感を養う取組や各種支援策の情報提供

③生 活 支 援：あいさつ（礼儀）、入浴といった基本的な生活習慣の習得支援や生活指導など、生活習慣の確立に向けた取組（調理実習を含めた食事の提供を含む）

④交 流 活 動：個々の家庭では参加困難な地域の行事やイベントに参加するなど、社会生活を営む上で必要な人との関わりを養う取組

⑤支 援 員 研 修：こどもの居場所で支援する支援員の資質の向上を図る研修

⑥地 域 連 携：地域の学校（教育委員会）や福祉団体・NPO 法人等と連携し、見守り支援やさらなる支援が必要な子どものケース会議の開催などの連携支援活動

⑦その他の活動：参加する子どもが継続して参加したいと思えるような特徴的な取組

	夏休み等短期型
開設日数	年間15日以上
委託料限度額	405千円（消費税を含む。）／1箇所あたり
支援の対象者	原則として、ひとり親家庭の親と子（主に小学生とする。）及び養育者家庭の親と子
事業の内容 （支援等の内容）	上記記載の取組のうち、①学習支援及び②相談支援については必須事業とし、③～⑦については任意事業とする。

イ こどもの居場所を運営するに当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- ① コーディネーター（教員 OB や学生等の支援員（以下「支援員」という。）の募集・選定・派遣調整・教材の作成等を行う者）、管理者（支援員の指導・調整、会場運営に係る現場を統括する者）及び支援員（ひとり親家庭の福祉の向上に理解と熱意を有すると認められる者であって、子どもに対して適切な生活支援や学習支援が行える者）を配置し、子どもの状況が十分把握できる体制とすること。ただし、コーディネーターと管理者の兼務は差し支えない。
- ② こどもの居場所において、食事等の提供を行う場合には、食育の観点に配慮するとともに、保健所の指導等に従い衛生管理等に十分配慮すること。
- ③ 相談支援を実施した場合は、個人情報の取り扱いに十分配慮するとともに、必要に応じ、関係機関と連携し適切な対応を図るとともに、記録すること。
- ④ こどもの居場所の運営に際し、必要に応じ、参加者から実費徴収することができる。
- ⑤ 本事業により取得した備品等の使用に関する権原は、こどもの居場所を開設している間京都府に帰属することについて同意すること。
- ⑥ 経費の執行に当たっては、本事業に係る経費を明確に区分し、適切な経理を行うこと。
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の考え方については、以下の通りとすること。

(ア) 事業実施における感染対策等について

感染対策については、個人や事業者の判断に委ねることが基本となるが、着用が効果的な場面でのマスクの着用や、手洗い等の手指衛生、換気など、有効とされる基本的な感染対策には、次の事項も参考に状況に応じて取り組むこと。

a マスクの着用

個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本。（高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、着用が効果的な場面では、マスクの着用を推奨）

b 手洗い等の手指衛生、換気

新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた基本的感染対策として引き続き有効

c 「三つの密」の回避、人と人との距離の確保

流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるように混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効（避けられない場合はマスク着用が有効）

(イ) 団体職員又は参加者等が陽性となった場合の対応について

外出やマスクの着用等については、個人の判断が基本となるが、次の事項も参考に、適切に対応すること。

a 発症後5日を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控えていただく（推奨）

b その後も10日間が経過するまでは、マスクの着用や、ハイリスク者との接触は控えていただく（配慮）

(ウ) その他留意事項

- (ア) (イ) を基本としつつ、必要に応じて、厚生労働省「新しい生活様式」の実践例を参照の上、以下の通り、熱中症予防等も含めて子どもの安全の確保に努めること。
- a 換気の悪い密閉空間、多くの人の密集、近距離（密接）での会話の3つの密を徹底して避けること。また、参加者同士の間は対面ではなく横並びで座ることとし、できるだけ2メートル空ける、定員のあるところでは収容定員の半分以下の参加人数とするなど十分な空間の確保に努めること。
  - b 食事を提供する場合は、同時に多人数での食事を避けることとし、班制により食事の時間や会場を分けるなどの工夫に努めること。また大皿は避けることとし、料理に集中しておしゃべりは控えめにしよう呼びかけること。
  - c 頻回に流水と石けん、アルコール消毒液による手洗いを実施すること。特に、出勤時、外出先からの帰所時及び食事前には、30秒程度かけて水と石けんで丁寧に手や顔を洗うよう徹底すること。
  - d 咳エチケットや、症状がなくてもマスクの着用等に努めること。
  - e 部屋の換気を頻回に行うとともに、感染者が触れる可能性が高い箇所については、アルコール消毒液等を用いた拭き取り清掃に努めること。また、喚起確保のため室内温度が高くなるので、エアコンの温度設定をこまめに調整すること。
  - f 真正面をできるだけ避けて会話するとともに、できるだけ屋外での実施も検討すること。
  - g 十分な感染症予防を行いながら、のどが渇いていなくてもこまめに水分補給を心がける、屋外で人と十分な距離が確保できる場合にはマスクをはずすなど、熱中症予防にも心がけること。
  - h 職員は出勤前に各自で体温を測定し、発熱が認められる（37.5℃以上の発熱をいう。以下同じ。）場合には、出勤しないことを徹底すること。過去に発熱が認められた場合は、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。
  - i 利用者について、利用前に本人・家族又は職員が本人の体温を測定し、発熱が認められる場合には利用を断る取扱いとすること。過去に発熱が認められた場合は、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとすること。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策支援

前記(1)イ⑦の新型コロナウイルス感染症対策に必要な経費について、予算の範囲内において次に定める支援を行う。

- ア 支援対象とする経費は、こどもの居場所で新型コロナウイルス感染症対策を実施するに当たって必要な消耗品及び備品購入に要する経費とする。
- イ 委託料の額は、前記(1)こどもの居場所事業の額に1箇所あたり15,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限に加算する。
- ウ 新型コロナウイルス感染症対策支援を受ける場合の留意事項は、次のとおりとする。
  - ① こどもの居場所を開設している間の備品等の使用に関する権原は京都府に帰属する

ことについて同意すること。

- ② 経費の執行に当たっては、本加算事業に係る経費を明確に区分し、適切な経理を行うこと。

### (3) 送迎型

ア 前記(1)こどもの居場所において、居場所と居場所に参加する児童が集まる学校等又は居場所と居場所に参加する児童の居宅間の送迎を原則、こどもの居場所の全開催日に行うこと(原則、居場所と学校又は居場所と子どもの居宅間が概ね2キロメートル以上の場合に限る)。

イ 委託料の額は、前記(1)こどもの居場所事業の額に1箇所あたり 30,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限に加算する。

ウ 送迎の実施に当たっては次の点に留意すること。

- ① ひとり親家庭の子どもに対して、学校等から居場所又は居場所から子どもの居宅間を車による送迎を行うこと。
- ② 送迎に必要な支援員を適切に配置して実施体制を整えること。
- ③ 安全に十分配慮するとともに、自動車の任意保険に必ず加入し、万が一事故等が発生した場合は当該保険で対応すること。
- ④ 参加者から送迎に係る費用を徴収しないこと。
- ⑤ 個人情報の取り扱いに十分配慮するとともに、必要に応じ、関係機関と連携し適切な対応を図るとともに、記録すること。
- ⑥ 経費の執行に当たっては、本加算事業に係る経費を明確に区分し、適切な経理を行うこと。

## 3 その他

(1) 契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の事業内容については、京都府と協議して決定する。

### (2) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び契約書第18条の2「個人情報の保護」を遵守すること。